

平成24年度事業計画

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

<基本方針>

平成24年度の本会の事業については定款に謳っている本会の目的を基に、①受領委任制度に関する事業、②学術研究に関する事業、③柔道普及に関する事業、④社会活動に関する事業、⑤災害活動に関する事業、⑥介護事業に関する事業、⑦休日施療ならびに行政、医療機関との連携に関する事業、⑧広報事業の8つの公益目的事業および収益事業、共益事業、法人運営事業を設け、その目的を達成する為に以下の通りの事業を計画する。

<受領委任制度に関する事業>

本事業は、受領委任制度を主体とした各保険制度の適正化を目的とした事業である。そのため各審査委員会への審査委員派遣、県内柔道整復師に対する講習会の開催、制度の変更点の周知などを行政や関係機関と協力して行い、受領委任制度および各保険制度が円滑に運用されるように努める。

以下、主な事業について記載する。

1. 神奈川社会保険柔道整復療養費審査委員会への参加（保険）

全国健康保険協会神奈川支部の開催する標記委員会に参加し、県下すべての社会保険柔道整復療養費の適正な審査が行われるように協力する。

2. 神奈川県国民健康保険柔道整復施術療養費審査委員会への参加（保険）

神奈川県国民健康保険団体連合会が開催する標記委員会に参加し、県下すべての国民健康保険柔道整復施術療養費の適正な審査が行われるように協力する。

3. 神奈川労働局労災保険柔道整復師施術料審査委員会への参加（保険）

神奈川労働局の開催する標記委員会に参加し、県下すべての労災保険柔道整復師施術料の適正な審査が行われるように協力する。

4. 共済保険ならびに県外国民健康保険の審査会の実施（保険）

共済保険ならびに県内施術所から提出された県外の国民健康保険柔道整復施術療養費の審査を本会独自で行い、申請・支給の適正化を図る。

5. 生活保護法による医療扶助制度の支給の適正化（保険）

生活保護法による医療扶助制度の支給について、本会にて独自に審査し、また各自治体と連携を取ることでより標記制度の適正な運用を図る。

6. 内部審査の実施（保険）

審査委員会審査後に支給申請について疑義のある申請書の審査・解決を図る。

7. 審査委員研修会の実施（保険）

社会保険、国民保険、労災保険の審査委員を対象に、適正な審査業務が行われるようにそれぞれの研修会を開催する。

8. 損保連絡会議の開催（保険）

損保連絡会議を開催し、柔道整復師による自動車賠償責任保険の運用の適正化を図る。また、標記会議において本会と損害保険協会および損害保険料率算出機構とで意見・

情報交換を行い、損保会社、柔道整復師ならびに患者である県民との間に立つことによりスムーズな制度運用を図る。

9. 保険に関する講習会の実施（保険）

受領委任制度の適正な運用のため、本会会員ならびに県下すべての柔道整復師を対象とした保険に関する講習会の企画・実施を図る。実施方法としては受講する対象者を以下の条件に分類して開催する。

- (1) 全会員ならびに県下すべての柔道整復師を対象とする講習会
- (2) 新規開設者講習会
- (3) 新入会員入会時保険講習会

10. 保険部会の開催（保険）

患者である県民、行政、関係機関ならびに柔道整復師の間に立ち、講習会や研修会の企画・準備や個別に生じた保険業務に関わる問題の解決、行政や関係機関からの通達の周知など、様々な事務・作業を行うことにより適正な制度運用を図る。

11. 関係官庁、保険者等との研修会の開催（保険）

各種保険取扱に関して、行政および関係機関との研修会を開催し、保険業務の円滑化、諸問題の再発防止を図る。

12. 関係官庁・関係団体の講師による集団指導講習会の開催（保険）

関東信越厚生局神奈川事務所および神奈川県国民健康保険団体連合会などより講師を招き、保険取扱いの変更点、保険請求の諸注意などを中心に講演をしてもらい、適正な保険業務が行われるようにすることを図る。また、特に新規に開業した柔道整復師に講習の参加を呼び掛けることにより、正しい保険取扱いが理解できるように指導する。

13. 個別指導の実施（保険）

受領委任を中心とした保険取扱いが適正に行われるように個別指導を実施する。

14. 支給申請書電算処理の円滑化を図り合理化の実施（保険）

より合理的に保険業務が行われるように、支給申請書電算処理の円滑化を図る。

15. 療養費支給申請書作成の手引きの作成（保険）

本会で作成している「療養費支給申請書作成の手引き」（以下手引）の内容について、保険制度の変更、料金の改定などが実施された際に、その変更に合わせて手引きの内容を見直し、会員が円滑・適正な保険業務が行われるようにし、もって受領委任制度の健全な運用を図る。

<学術研究に関する事業>

本事業は、柔道整復師が持つ専門知識・技能を広く県民に啓蒙し、もって県民の健康向上を目的とした事業である。そのため県内に限らず、全国で開催される学会、講習会等に積極的に参加し、柔道整復師としての知識・技能の向上を図り、より良い医療を県民に提供できるように努める。また、本会会員のみならず県下すべての柔道整復師、養成学校の学生および県民を対象とした講習会を開催し、正しい知識を得ることにより、県民が健全な生活を過ごせるように努める。

以下、主な事業について記載する。

1. 第34回神奈川県柔道整復学術大会の開催（学術）

柔道整復師の学術・技術の振興と研鑽により県民により良い医療を提供することを目的とし、また、一般県民が健全な生活を送ることができるように健康への意識の高揚を目標に第34回神奈川県柔道整復学術大会の企画・実施を図る。

2. 公益社団法人日本柔道整復師会第35回関東学会群馬大会に関する事項（学術）

標記大会に発表者を派遣し、また、会員が参加することにより関東各県との学術交流を深め、柔道整復師の学術・技術の向上を図る。

3. 新規開設者・県民に対する学術講習会の開催（学術）

新規に施術所を開設した柔道整復師ならびに県民に対し講習会を開催し、柔道整復師による研究発表、柔道整復師に関連する医師・スポーツ選手などの特別講演の企画・実施を図る。

4. 学術部会の開催（学術）

本会の学術関連事項すべてについての企画、立案などの業務を行う。

5. 学術部・支部学術担当者による合同部会の開催（学術）

学術大会や講習会の開催準備ならびに支部の学術活動推進のために学術部員および支部学術担当者による合同部会を開催し、学術の振興を図る。

6. 各支部学術研究活動の推進（学術）

本会の各支部において企画・実施する学術講習会に参加することを通して柔道整復師としての学術向上の他、講師として招く近隣の医療機関と情報・意見交換をすることにより、地域住民へのより良い医療の提供を図る。

7. 学術図書・ビデオテープ等の閲覧および貸し出しと管理（学術）

専門書（専門DVD）の管理およびその貸し出しを行い、柔道整復師の学術向上を図る。また、学会などで行われた発表を映像として保存することにより、柔道整復学を次の世代に残し、後進の育成を図る。

8. 各都道府県および他団体学術研究活動への参加と協力（学術）

各都道府県および他団体主催の学術研究会などに参加、協力することにより柔道整復師の学術、技術の向上を図る。

9. 日本柔道整復接骨医学会への参加と協力（学術）

柔道整復師に関して全国最大の学会に参加、協力し、最新の柔道整復学の論文ならびに多数の研究発表を聴講する機会を設け、柔道整復師の学術・技術の向上を図る。

10. 日整学会への参加と協力（学術）

公益社団法人日本柔道整復師会主催の他県ブロック会の学術大会などに参加、協力することにより、全国レベルでの柔道整復師の学術、技術の振興を図る。

11. 生涯学習講習会の開催（総務）

柔道整復師の生涯学習活動の一環として、柔道整復学以外の専門家を講師に迎え、講習会の企画・実施を図る。

<柔道の普及に関する事業>

本事業は、柔道を通じて県民、特に青少年の健全な心身の育成に努めることを目的と

した事業である。そのため柔道大会の開催ならびに県内各地で行われる柔道大会への後援や協力をする。

以下、主な事業について記載する。

1. 第31回柔道大会および第21回日整全国少年柔道大会神奈川県予選会・第2回日整全国少年柔道形競技会神奈川県予選会の開催（総務）

柔道を通じて、少年少女の健全なる心身の育成に努めると共に、参加者相互の親睦を図り、もって柔道の普及発展に寄与することを目的として開催する。

2. 柔道の普及発展に協力（総務）

神奈川県内で開催される柔道大会に審判員ならびに救護員を派遣し、県民が安心して柔道競技に専念できるように後援・協賛・協力をする。

3. 第21回日整全国少年柔道大会・第2回日整全国少年柔道形競技会への参加（総務）

柔道を通じて、少年少女の健全なる心身の育成に努めると共に、参加者相互の親睦を図り、もって柔道の普及発展に寄与することを目的として、公益社団法人日本柔道整復師会が主催する日整全国少年柔道大会へ参加、協力をする。

<社会活動に関する事業>

本事業は、スポーツ競技を通じて健康維持に努める県民に対し、怪我の予防や競技力の向上を目的として救護ボランティア活動を行い、県民が安心してスポーツ競技に専念でき、もって心身の健全な発達に寄与することを目的とした事業である。

以下、主な事業について記載する。

1. 「接骨ボランティア神奈川」活動（広報）

県民が安心して各種競技に専念し、もって心身の健全な発達および競技力の向上が図られることを目的とした本事業への会員の参加、協力の推進を図る。そのため事業を行うに当たり必要な衛生材料の確保、各競技団体との連絡・事務手続き、派遣する会員の調整など、円滑に本事業が推進されるようにその準備を行う。また、本事業について広く県民に周知し、本会ホームページにて随時受付を行う。

2. テーピング講習会の開催（広報）

スポーツ現場等で重要な技能となるテーピング療法の技術向上を通して、競技者がより高い技術力を発揮し、また、怪我の予防の手助けができる様にするために必要な技術の習得を目的として開催する。

<災害対策活動に関する事業>

本事業は、神奈川県ならびに各市町村との協定に基づき、災害発生時の救護活動および各自治体で行われる災害訓練への参加を目的とした事業である。そのため神奈川県および各自治体との連絡を密にし、各自治体が開催する防災訓練に会員が参加できるように必要な事務手続きを行う。また、本会でも災害時派遣訓練を行い、災害発生時に速やかに救護活動が行われるように備える。災害が発生した場合は県内・県外に関わらず救援救護隊を派遣する。

以下、主な事業について記載する。

1. 災害対策活動の推進（総務）

本会では大規模災害が発生した際には神奈川県ならびに各市町村と締結した協定に基づき、被災者の救護に当たることとなっている。その際に迅速に救護活動が行えるように、神奈川県合同総合防災訓練や各市町村で行われている防災訓練に積極的に参加、協力をし、円滑な救護活動が行われるように図る。また、本会では災害対策委員会を設け、緊急時に速やかに災害現場に召集できるように「災害時派遣救護訓練」の企画、実施を図る。また、災害時に備え備蓄庫に緊急時衛生材料、保存食料を準備するとともにその管理を行う。

2. 救急救命講習会の開催（総務）

災害時等に不特定多数の人がいつ被るかもしれない事態に対応できるように、必要とされる技術習得のために会員ならびに一般県民を対象として、救急救命講習会を開催する。

3. 災害被災地への救援救護活動（総務）

県内ならびに県外における大規模災害が発生した場合に救援救護隊を派遣する。

<介護事業に関する事業>

本事業は、機能訓練指導員でもある柔道整復師が技能の向上に努め、もって予防介護に参加することにより、県民、特に高齢者の健康増進に努めることを目的とした事業である。そのため県内にあるデイサービスセンター等の施設において、利用者の個別機能訓練ならびに県民を対象とした転倒予防教室、体操教室および介護保険・介護予防に関する講習会を開催する。

以下、主な事業について記載する。

1. 機能訓練指導員としての活動を推進（総務）

運動器の機能向上を指導することが厚生労働省に認められている機能訓練指導員が、県内のデイサービスセンター等の施設で円滑に活動できるように充実化を図る。

2. 機能訓練等の講習会の開催（総務）

誰もが健全な生活を送れるように機能訓練に関する必要な知識・技術の習得のために、本部および各支部単位で講習会を開催する。

<休日施療ならびに行政、医療機関との連携に関する事業>

本事業は、休日施療事業および県民へより良い医療を提供するために行政ならびに医療機関との連携を図ることを目的とした事業である。そのため各自治体などの行政機関と協力して各種イベントへの参加、助成事業の実施に努める。また、県内の医療機関との連絡を密に取り、県民へ適切な医療の機会を提供できるように備える。

以下、主な事業について記載する。

1. 休日施療事業の推進（総務）

日曜・祝日などに負傷した患者が医療機関での受診を望んでも、多くの医療機関が休診日としているため、翌日または翌々日まで手当てが受けられない。そこで本会では相模原市から助成（柔道整復休日施療事業助成金）を受け、休日施療事業として日曜・祝日などに負傷した患者（県民だけではなく、負傷した全ての患者が対象）に対して施術を行い、もって県民の健康増進に寄与することを図る。

2. 医療機関との連携に関する事業（総務）

患者である県民により良い医療を提供するために医療機関との連携を図る。

3. 県内地域イベント等への協力、参加に関する事業（総務）

各市町村が開催するイベントや行事で万が一事故が発生した場合、その会場で適切な応急処置が施せるように、本会会員を救護員として各会場に派遣し、また、健康に関するブースを設営するなどして、もって県民が安心してイベントや行事に参加でき、知識を習得できるようにすることを目的とする本事業に会員が参加・協力することを推進する。

<広報活動に関する事業>

本事業は、本会で行う公益目的事業について啓蒙し、県民が利用できるように情報を発信することを目的とした事業である。そのため広報誌ならびにホームページ等を通じて本会の事業について周知に努める。また、公益目的事業に従事する会員や本会主催の講習会やイベント等に参加している県民の姿を取材し、より多くの柔道整復師や県民の事業への参加の促進を図る。その他、本会の事業の社会的有益性についての理解を深めることを目的とした公益目的事業の説明会を養成学校などで開催する。

以下、主な事業について記載する。

1. 広報誌の発行（広報）

年2回、主に柔道整復師の事業活動の報告、各種公益活動を利用するための情報の周知を目的とし、また、柔道整復師に向けて公益活動に参加するための情報を発信することによって事業の円滑な推進を図る。

2. 日整広報への投稿（広報）

本会の上部団体である公益社団法人日本柔道整復師会が発行する広報誌へ記事や活動報告などを投稿することにより、本会の事業活動を県内だけではなく、広く全国に情報を発信する。また、全国各地で行われている柔道整復師の事業活動を知ることにより、県内の柔道整復師が県民に提供できる活動の拡大を図る。

3. 公益目的事業等の取材（広報）

柔道整復師や県民へ公益目的事業の開催状況を発信するとともに公益事業への参加を推進するために取材活動を行う。

4. 広報部・支部担当者による合同部会の開催（広報）

各支部で行われる事業について支部広報担当者が取材、その内容を標記部会にて検討するなど、本会の広報活動に必要な事業の企画・実施を図る。

5. 広報部会の開催（広報）

広報誌の企画・構成、取材活動の準備、災害対策活動、社会活動などの事業の推進を図るために部会を開催する。

6. ホームページによる広報事業（総務）

本会ホームページの管理・更新を行う。ホームページを通じて一般県民を対象に本会事業活動の案内などを行い、柔道整復師の業務についての啓蒙ならびに会員以外の柔道整復師への情報発信を図る。

7. 養成学校の学生への公益法人事業の説明会（総務）

養成学校の学生に向けて、本会の事業活動ならびに柔道整復師が行う公益目的事業の社会的有益性の理解を深めることを目的とした説明会の企画、実施を図る。

<収益に関する事業>

1. 本会所有の会館会議室等の貸し出し（総務）

健保審査委員会の公的行事ならびに私的研究会および会議等の開催を希望する機関・団体に本会会館会議室等を貸し出す。

<共益に関する事業>

1. 表彰（総務）

永年にわたり本会会員として在籍し、法人運営ならびに地域医療に貢献した者に対し表彰を行う。

2. 協同組合事業への協力（総務）

本会会員が所属する協同組合の事業に協力をする。

<法人運営と公益目的事業の科目に共通する事業>

1. 総会の開催（総務）

本会の事業に関わる重要事項を決定するために全会員によって行う。毎年2回の通常総会と適宜臨時総会を開催する。

2. 理事会の開催（総務）

毎月1回の定例理事会と必要に応じて開催する臨時理事会において、総会付議事項ならびに会務の処理および実施の方法を審議する。

3. 講習会の開催（総務）

学術講習会以外に、柔道整復師業務全般ならびに公益目的事業についての講習会を開催する。

（1）新入会員入会時講習会

（2）集会時等での柔道整復師業務全般に関する講習会

4. 合同会議の開催（総務）

公益目的事業等の活動報告や事業を円滑に推進するための意見交換などを目的に役員、相談役および支部長による合同会議を開催する。

5. 業務研修会の開催（総務）

（1）首都圏連絡会議

関東・東京ブロック所在の8県により、保険業務を中心に法人運営に関する事項について意見交換を行う。

（2）事務職員との業務研修会

事務局の円滑な運営のために理事と事務職員とで意見交換を行う。

（3）その他関係団体との業務研修会

関係団体や他都道府県社団法人と必要に応じて開催する。

6. 総務部会の開催（総務）

理事会の議案作成とその事後処理および会報作成・発行ならびに業務処理のため必要

に応じ開催する。

7. 委員会の開催（総務）

（1）審議委員会

会員の権利と義務の調和を図るため、理事会からの附託事項について審議するために必要に応じ開催する。

（2）法制委員会

本会の制度や規程等について、理事会からの諮問事項について討議・答申するために必要に応じ開催する。

（3）柔道大会実行委員会

社団法人神奈川県柔道整復師会柔道大会開催のために必要な業務を行う。

（4）支部長会

県下の全支部の円滑な業務運営のための意見交換を行うために開催する。

8. 会報の発行（総務）

受領委任制度に関する事項、学術研究に関する事項、その他本会が行う事業や他団体の情報など、本会会員が公益目的事業ならびに法人運営業務を行うのに必要な情報を提供し、会員の事業への参加を推進するため月に1度発行する。

9. 議事録の作成・管理（総務）

総会ならびに理事会、委員会等の議事録を作成・管理する。

10. 入会案内作成（総務）

本会の事業活動について理解を得ることを目的として、新規に開業を予定している柔道整復師を中心に養成学校などに入会案内を配布して、公益法人たる本会への入会を勧めるために作成する。

11. 上部団体関係（総務）

（1）公益社団法人日本柔道整復師会および関東ブロック会事業への協力

本会だけでは行うことの出来ない複数の県による合同事業を円滑に実施し、他県との意見・情報交換を可能とするために、上部団体である公益社団法人日本柔道整復師会や関東ブロック会の事業に参加、協力するために必要な連絡、事務処理を行う。

（2）公益社団法人日本柔道整復師会の入会・退会に関する事務処理業務

上部団体である公益社団法人日本柔道整復師会の入会・退会に関して、本会を通して事務処理を行う。

12. 事務局ならびに会館管理に関する事業（総務）

本会が公益目的事業ならびに法人運営を円滑に推進できるように事務処理の合理化を図ると共に、事務職員人事ならびに適材適所を考慮した職務内容の見直し、職員の健康管理、勤務状況の把握などを行う。また、会館を維持していくために必要な検査・点検を実施し、修繕などの必要が生じた場合にその手続きを速やかに行う。

13. 入金・出金に関する事項（経理）

平成24年度予算書および理事会承認に基づく入金・出金の確認と管理

14. 主要簿・補助簿の作成ならびに証憑の管理・保存（経理）
15. 会費等に関する事項（経理）
 - （1）会費および負担金等の徴収
 - （2）会費および負担金等未納会員への対応
 - （3）新入会員の入会負担金等の徴収
16. 財務諸表の作成（経理）
17. 内部管理目的に必要な書類の作成（経理）
18. 主な事業毎の決算報告（経理）
19. 四半期毎の仮決算報告（経理）
20. 会計監査（経理）
 - （1）顧問公認会計士による
 - （2）監事による（四半期毎）
21. 事務職員給与等に関する事項（経理）
 - （1）給与、賞与、諸手当の計算および年末調整の実施
 - （2）タイムカードの集計
 - （3）昇給に関する事項
22. 経理部会の開催（経理）

理事会承認後の支出の準備、事務職員の給料計算等のため必要に応じ開催する。
23. 顧問弁護士ならびに顧問公認会計士による会計に関する指導（総務・経理）
24. 創立90年・法人設立65周年記念式典の開催（総務）